

「学校感染症」出席停止の取扱いについて

「学校保健安全法施行規則」第18条、同法第19条より一部抜粋

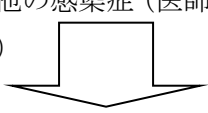
①第一種・・・感染症予防法の一類感染症と二類感染症（結核を除く）

病名	出席停止期間	出席停止の手続き
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで。 （患者は指定機関に入院する必要がある。）	感染があった場合に必要措置を講じる。

②第二種・・・飛沫感染するもので、生徒の罹患が高く、学校において流行となる可能性が高い感染症

病名	出席停止期間（ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。）	出席停止の手続き
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。	<p><u>前期生・・・</u> <u>保護者が署名する罹患届を提出。→決定</u></p> <p><u>後期生・・・</u> <u>証明書(診断書)を提出。→決定</u></p>
百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。	
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで。	
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。	
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	

③第三種・・・学校において流行となる可能性がある感染症

病名	出席停止期間等	出席停止の手続き
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	第二種と同じ手続き。
その他の感染症（医師から感染症と診断を受けたもの） 	必要であれば校長が学校医の意見を聞き、感染症としての措置をとることができる疾患。	<p><u>前期生、後期生・・・</u> <u>証明書(診断書)提出の上、校長が決定する。</u></p>
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅班（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）等	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症。	
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）等	通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症。	

※罹患届と証明書・・・保健室と職員室にあります。証明書は後期生のHRノートにも付いています。